

資料 6

福島県環境保全型農業直接支払交付金の実施状況と推進方針について

平成30年6月22日

環境保全農業課

1 実施市町村数

平成29年度に環境保全型農業直接支払交付金を交付した市町村は26市町村であった。

2 実施団体・農業者数

平成29年度は115団体、903名の農業者が本事業に取り組んでいる。

3 取組面積

平成29年度の取組面積は、2,441haであった。申請時は、2,832haであったが、第2取組への交付中止（国の予算額を全国の申請額が上回ったため）により、平成28年度の2,472haより31ha減少した。

取組名	取組面積 (ha)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
カバークropp	4	55	0	642	0	242	0	943
堆肥の施用	190	131	0	263	0	27	0	611
有機農業	14	15	3	124	11	13	6	187
リビングマルチ	0	0	0	0	0	0	0	0
草生栽培	0	0	0	0	0	0	0	0
冬期湛水管理	11	162	3	375	0	24	0	575
IPM+畦畔除草+秋耕	12	33	20	50	0	0	0	115
IPM+交信攪乱剤	7	1	0	0	0	0	0	8
計	238	397	26	1,456	12	306	6	2,441

4 交付金額

平成29年度の交付金額（国費、県費の合計）は110,365千円で、平成28年度より約6,340千円減少している。

取組面積の減少と併せて、冬期湛水の交付単価が、取組内容によって細分化されたため減少した。

(H28年8,000円/10a⇒H29年4,000～8,000円/10a)

	交付額(千円)	
		うち、県負担額(千円)
H27	93,487	31,162
H28	116,705	38,902
H29	110,365	36,789

5 平成 29 年度取組推進活動実績

(1) 制度の周知活動と取組誘導

- 集落説明会等における農業者への周知と取組誘導。
- 平成 30 年度から要件に位置づけられた「国際水準 G A P の実施」に関する市町村等担当者を対象とした説明会等の実施。

(2) エコファーマー、特別栽培・有機農業取組者への周知活動と取組誘導

- エコファーマー、特別栽培、有機農業取組者への積極的な周知、取組誘導。
- 各農林事務所で実施しているエコファーマー認定時や研修会、特別栽培認証機関の研修会、有機推進室の巡回や発行紙等で周知。

(3) 中間年評価の実施

- 「地球温暖化防止効果」「生物多様性保全効果」「その他（環境保全型農業の普及・住民や市町村との交流等）の効果」に関する調査の実施。
- 調査結果に基づき、学識経験者等により構成された「環境保全型農業直接支払交付金中間評価プロジェクトチーム」による中間年評価。
※詳細は別紙「環境保全型農業直接支払交付金事業中間年評価(概要版)」参照。

6 平成 30 年度取組推進方針

- 平成 30 年度取組予定市町村は 27 市町村、取組予定面積は、2,504ha。
- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に環境保全型農業を位置づけていない市町村に対する位置付け誘導。
- 事業要件「国際水準 GAP に取り組むこと」に関する、事業担当者や農家への周知、GAP の理解度向上と実施の推進。
- 「環境にやさしい農業拡大推進事業」を活用した有機農業・特別栽培に取り組む農業者の育成や個別面積や拡大の支援による、環境保全型農業直接支払の取組の維持拡大。
- 「I P M + 交信攪乱剤」ほ場における生物多様性保全効果調査、有機農業における地球温暖化防止効果の追加調査の実施、最終年評価の取りまとめ。

環境保全型農業直接支払交付金事業中間年評価(概要版)

平成30年6月22日

環境保全農業課

1 背景

平成27年度から5年間の期間で取り組んでいる本事業について、今年度は中間年にあたることから、各都道府県で中間年評価を行い、国に報告することが定められている。

なお、都道府県の評価を受けて、平成30年度に国の中間年評価が行われる。

2 評価方法

評価は「地球温暖化防止効果」「生物多様性保全効果」「その他（環境保全型農業の普及・住民や市町村との交流等）の効果」の3点について行った。

評価にあたって、地球温暖化防止効果では、温室効果ガス削減量の算定調査、生物多様性保全効果では、生物多様性調査、その他の効果では、本事業取組農家へのアンケート調査や現地調査等を実施した。

3 評価体制

評価は、県が設置している本事業の第三者委員会（「環境と共生する農業推進会議」）で行うことになっているが、「地球温暖化防止効果」「生物多様性保全効果」「その他の効果」を評価するにあたり、「環表保全型農業直接支払交付金事業 評価プロジェクトチーム」を設置した。

4 評価の内容

(1) 地球温暖化防止効果

対象取組…「カバークロープ」、「堆肥の施用」、「IPM + 除草 + 秋耕」

【評価】

- ・本事業の取組による、温室効果ガス削減量は、4,882 t-CO₂/年で、「福島県地球温暖化対策推進計画」の2030年度温室効果ガス削減目標量の0.06%にあたり、CCS（二酸化炭素回収貯留）の技術開発が困難な現状において、確実に温室効果ガスを削減できる環境保全型農業の役割は、重要であるといえる。
- ・温室効果ガスの削減量については、実施面積の拡大と併せて、地域特性や栽培作物に応じた効果的な取組方法の選択など、取組内容の質の向上を図る必要がある。

(2) 生物多様性保全効果

対象取組…「有機農業」、「冬期湛水管理」、「IPM + 除草 + 秋耕」、「IPM + 交信攪乱剤」

【評価】

- ・「冬期湛水」が最もスコアが高く、次いで「IPM + 除草 + 秋耕」、「有機農業」となった。
- ・「冬期湛水」ほ場では、アシナガグモ類、トンボ類、ダルマガエル類の個体数が多く、これら捕食者にとっての餌資源が多いことを示唆しており、他取組ほ場と比べて生物多様性が高いと評価できる。
- ・「有機農業」以外のほ場で、コガムシ（環境省第4次レッドリスト掲載種）が記録されており、比較的生物にとって良好な生息環境が保全している可能性が高く、環境保全型農業の取組内容が生物多様性保全効果に反映されにくい可能性がある。
- ・「有機農業」ほ場では、田植えの際に紙マルチを使用していることにより、日射量が少なく、生物の餌となる藻類が不足したことが原因の1つと考えられる。

(3) その他の効果

【評価】

- ・「冬期湛水」は、井戸の水位低下やわき水の枯渇を防ぐため、地表の水を地下水に浸透させ、地下水にする「地下水かん養」効果が確認されている。また、地下水を融雪に利用している自治体では、有効に地中熱利用をしており、電源等を利用する融雪と比べて、温室効果ガス削減に寄与している。
- ・農業者団体が環境保全型農業に関する研修会・先進地視察等を実施することにより、取組農家の技術向上につながっている。
- ・地域住民との田植え、収穫等の農作業体験や、環境保全型農業により生産された農産物に関する流通・販売業者及び消費者との意見交換等をとおして、環境保全型農業や生産された農産物への理解を深めている。
- ・全ての市町村を対象としたアンケートでは、自然環境における地域の課題として「耕作放棄地の増加」を挙げているが、本事業実施市町村の8割が本事業によって「持続的に耕作可能な農地の維持に効果があった」と答えており、耕作放棄地の発生の問題解決の糸口となる可能性がある。

○福島県の地域特認取組（5割低減の取組との組み合わせ）

1. 地域特認取組とは

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。

福島県では下記の取組を「地域特認取組」として設定しました。

原則、化学肥料及び化学合成農薬を5割低減する取組と組み合わせた場合に支援の対象となります。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

（平成30年度 地域特認取組一覧）

都道府県	取組の内容	対象地域	対象作物	10アール当たりの 交付単価 (国と地方の合計)
福島県	冬期湛水管理(有機質肥料施用、畦補強等実施)	県全域	水稻	8,000円
	冬期湛水管理(有機質肥料施用、畦補強等未実施)			7,000円
	冬期湛水管理(有機質肥料未施用、畦補強等実施)			5,000円
	冬期湛水管理(有機質肥料未施用、畦補強等未実施)			4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	県全域	りんご、もも、なし	8,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	県全域 (浜通り地方の13市町村を除く)	水稻	4,000円

2. 地域特認取組の内容・要件は次のとおりです。

(1) 冬期湛水管理

冬期間の水田に水を張る取組で、以下のすべてを満たすもの。

- ① 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ② 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。

(2) IPM＋畦畔除草＋秋耕

水稲のIPM実践指標に基づく管理を行い、除草剤を使用せず刈払い機等により畦畔を除草する取組と水稲収穫直後に耕耘(秋耕)を実施する取組を合わせた取組で、かつ以下のすべてを満たすもの。

- ① 刈払い機等により畦畔を4回以上除草作業をする。
- ② 水稲収穫直後、耕深5cm程度の耕耘(秋耕)を実施する。
- ③ 福島県が定めるIPM実践指標のうち概ね8割以上実践する。
- ④ 他の直接支払で、畦畔除草に支援が行われていないこと。

(3) IPM＋交信攪乱剤

りんご、もも、なし(西洋なし)の各IPM実践指標に基づく管理と、害虫の交尾期に交信攪乱剤により行う防除の取組を合わせた取組で、かつ以下のすべてを満たすもの。

- ① 交信攪乱剤は、下表の農薬の使用基準に定める本数を設置すること。

作物名	農薬名	設置本数(本/10a)	設置期間
りんご	コンフューザーR	100～120	成虫発生初期から終期
もも	コンフューザーMM	100～120	成虫発生初期から終期
なし(西洋なし)	コンフューザーN	150～200	成虫発生初期から終期

- ② 交信攪乱剤は、対象とする害虫の交尾阻害効果が期待できる適切な時期に設置されていること。(コンフューザーの対象害虫に効果をもたらす時期までに設置すること)
- ③ 福島県が定めるIPM実践指標のうち概ね6割以上実践すること。

3. 対象活動別の証拠書類

取組の証拠として次の書類を保管してください。

対象活動	証拠書類
冬期湛水管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であることが分かる書類の写し。 ・有機質肥料購入伝票等の写し。 ・漏水防止のために畦補強等が実施されたことが確認できる写真等(実施前後)
IPM＋畦畔除草 ＋秋耕	<ul style="list-style-type: none"> ・写真による現況確認を行った場合は、その写真 ・IPM実践指標に基づく実施結果を記載したチェックシート
IPM＋交信攪乱剤	<ul style="list-style-type: none"> ・写真による現況確認を行った場合は、その写真 ・交信攪乱剤の購入状況が分かる購入伝票等の写し ・IPM実践指標に基づく実施結果を記載したチェックシート

○福島県の化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

本交付金の支援は、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組みを行うことが原則となりますが、福島県では以下の品目で3割低減の特例が認められています。

品目名	対象地域	備考
りんご	県全域	露地栽培に限る
もも	県全域	露地栽培に限る
なし	県全域	露地栽培に限る
西洋なし	県全域	露地栽培に限る